

教育福祉常任委員会記録

令和6年 第4回定例会	
1 日 時	令和6年12月18日（水） 午前10時00分 開会 午後 1時59分 閉会
2 場 所	第1委員会室
3 出席委員	藤田 義昭 委員長 宇賀神 敏 副委員長 橋本 勝浩 委員 舩生 雅秀 委員 梶原 隆 委員 佐藤 誠 委員 舘野 裕昭 委員 谷中 恵子 委員
4 欠席委員	なし
5 委員外出席者	石川 さやか 副議長 鹿妻 武洋 議員 仲田 知史 議員 早川 勝弘 議員 大貫 桂一 議員 阿部 秀実 議員 小島 実 議員
6 説明員	別紙のとおり
7 事務局職員	大出 課長補佐兼議事調査係長 永山 書記
8 会議の概要	別紙のとおり
9 傍聴者	なし

教育福祉常任委員会 説明員

職 名		氏 名	人 数
副市長		福田 義一	1 名
教育長		中村 仁	1 名
総合政策部	財政課長	半田 和之	1 名
保健福祉部	保健福祉部長	亀山 貴則	8 名
	厚生課長	青木 康子	
	地域福祉担当	高根澤秀明	
	障がい福祉課長	山形 弘行	
	高齢福祉課長	松島 誠	
	介護保険課長	根本 幸子	
	保険年金課長	金子恵美子	
	健康課長	柏熊 隆夫	
こども未来部	こども未来部長	杉山 芳子	5 名
	子育て支援課長	古橋 芳一	
	保育課長	松島 貴行	
	こども・家庭サポートセンター所長	飯塚 利幸	
	子育て支援課こども支援係長	石嶋 明	
教育委員会事務局	教育次長	郷 昭裕	12 名
	教育総務課長	佐藤 靖	
	学校再編推進室長	田仲 史枝	
	学校教育課長	羽山 好明	
	教育指導担当	吉江 紫	
	生涯学習課長	中村 陽子	
	文化課長	永岡 弘章	
	スポーツ振興課長	神山 悦雄	
	学校給食共同調理場長	平田 昌代	
	図書館長	大貫 陽子	
	川上澄生美術館事務長	橋本 礼子	
	教育総務課総務政策係長	倉持 浩久	
合 計			28 名

教育福祉常任委員会 審査事項

- 1 議案第 8 0 号 令和 6 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 6 号）について
- 2 議案第 8 1 号 令和 6 年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 3 議案第 8 2 号 令和 6 年度鹿沼市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 4 議案第 8 5 号 指定管理者の指定について
- 5 議案第 9 2 号 鹿沼市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 6 議案第 9 5 号 鹿沼市都市公園条例の一部改正について
- 7 陳情第 1 0 号 スケートパークの設置を求める陳情

令和6年第4回定例会 教育福祉常任委員会概要

○藤田委員長 開会前に申し上げます。

委員の質疑及び執行部の説明、答弁に際しましては、会議を録音しておりますので、ご面倒でもお近くのマイクにより明瞭にお願いいたします。

また、再質問に対する答弁については、委員長から指名は行いませんので、担当各課が挙手の上、説明をお願いいたします。

今回は、改選後初めての委員会でございますので、正副委員長からご挨拶をさせていただきますと思います。

委員長の役を引き受けさせていただきました藤田です。

皆様の質疑がスムーズに進行できるように努めてまいりたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

○宇賀神副委員長 同じくではなくて、副委員長を任命されました宇賀神です。

委員長を補佐し、スムーズな進行に努めたいと思いますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。(拍手)

(「よろしくお願いします。」という者あり)

○藤田委員長 それでは、ただいまから教育福祉常任委員会を開会いたします。

今議会におきましては、本委員会に付託された案件は議案6件、陳情1件であります。それでは、早速審査を行います。

はじめに、議案第80号 令和6年度鹿沼市一般会計補正予算(第6号)のうち、教育福祉常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。はい、青木厚生課長。

○青木厚生課長 厚生課長の青木です。よろしくお願いいたします。

議案第80号 令和6年度鹿沼市一般会計補正予算(第6号)中、保健福祉部が所管する主な歳入、歳出についてご説明いたします。

まず、歳入について、ご説明いたします。

補正予算に関する説明書3ページをお開きください。

上から3段目、15款 国庫支出金 1項1目1節 社会福祉費国庫負担金、1億9,256万2,000円の増につきましては、障害者自立支援事業費の障害者介護給付費及び障害児給付費の実績を見込み、増額補正するものであります。

次に、同じ段の3節 説明欄の2行目、「救護施設委託費国庫負担金」、40万8,000円、並びにその下の行「生活保護扶助費国庫負担金」、6,113万4,000円の増につきましては、救護施設委託費並びに生活扶助費等の実績を見込み、増額補正するものであり、補助率は4分の3であります。

次に、下から2段目、15款 国庫支出金 2項2目民生費国庫負担金 1節 説明欄2行目、「障害者自立支援事業費国庫補助金」、100万4,000円の増につきましては、居宅介

護支援費の実績を見込み、増額補正するものであります。

次に、一番下の段、16 款 県支出金 1 項 1 目 1 節 社会福祉費県負担金、9,628 万 1,000 円の増につきましては、障害者自立支援事業費の障害者介護給付費及び障害児給付費の実績を見込み、増額補正するものであります。

次に、5 ページをお開きください。

1 段目 16 款 県支出金 2 項 2 目民生費県補助金 1 節 説明欄の 4 行目、「介護保険施設整備事業費県補助金」2 億 1,427 万 2,000 円の減につきましては、当該事業に該当する事業者がなかったため、減額補正するものであります。

次に、下から 2 段目、21 款 諸収入 4 項 3 目 1 節 説明欄の 2 行目、「障害者自立支援事業費国県精算金」6,541 万円の増につきましては、過年度の事業実績に基づく精算に伴い、増額補正するものであります。

次に、歳出について、ご説明いたします。

なお、教育福祉常任委員会が所管する各部局の事業費におきまして、給料、報酬、職員手当等の増額を計上しておりますが、人事院勧告に準じた給与改定等によるものでありますので、説明は省略させていただきます。

それでは、13 ページをお開きください。

2 段目 3 款 民生費 1 項 1 目 社会福祉総務費の説明欄、4 つ目の○、「後期高齢者医療広域連合負担金」2,265 万 7,000 円の増につきましては、栃木県後期高齢者医療広域連合市町負担金のうち医療給付に要する経費分について、過年度の事業実績に基づき増額補正するものであります。

次に、同じ説明欄、5 つ目の○、「国民健康保険特別会計繰出金」110 万 7,000 円の増につきましては、人事院勧告に伴う人件費の増額に伴い、一般会計から繰出金を増額補正するものであります。

次に、同じ欄の 6 つ目の○、介護保険特別会計繰出金 1,078 万 4,000 円につきましては、居宅介護予防サービス給付費、地域密着型介護予防サービス給付費の増額及び人事院勧告に伴う人件費の増額に伴い、増額補正するものであります。

次に、同じ段の 2 目 障害福祉費、説明欄 2 つ目の○、「障害者自立支援事業費」3 億 8,649 万 4,000 円の増につきましては、主にグループホームの入居者や放課後等デイサービスの利用者の増加に伴い、増額補正するものであります。

次に、同じ説明欄 3 つ目の○、「地域生活支援事業費」292 万円の増につきましては、移動支援事業、訪問入浴サービス事業等の利用増加に伴い、増額補正するものであります。

次に、同じ説明欄 5 つ目の○、「重度心身障害者福祉手当」266 万 4,000 円の増につきましては、特定疾患者福祉手当の支給実績の見込みにより、増額補正するものであります。

次に、同じ段の 3 目 高齢者福祉費、説明欄 1 つ目の○、「在宅高齢者支援事業費 168

万円の増につきましては、補聴器購入費助成の実績見込みにより、増額補正するものがあります。

次に、同じ説明欄2つ目の○、介護保険施設整備事業費 2億 1,427万 2,000円の増につきましては、当該事業に該当する事業者がいなかったため、減額補正するものがあります。

次に、17ページをお開きください。

上から2段目、3款 民生費 3項2目 扶助費の説明欄2つ目の○、「生活保護扶助費」8,151万 4,000円の増につきましては、生活扶助費等の実績を見込み、増額補正するものであります。

以上で、議案第80号 令和6年度鹿沼市一般会計補正予算（第6号）中、保健福祉部が所管する、主な歳入、歳出についての説明を終わります。

○藤田委員長 はい、古橋子育て支援課長。

○古橋子育て支援課長 子育て支援課長の古橋です。よろしくお願いいたします。

議案第80号 令和6年度鹿沼市一般会計補正予算（第6号）のうち、こども未来部所管の主な歳入・歳出についてご説明いたします。

令和6年度補正予算に関する説明書、3ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明いたします。

上から4番目の段、15款 国庫支出金 2項2目 民生費国庫補助金 2節 児童福祉費国庫補助金の説明欄、一番下の行、児童福祉施設整備事業費国庫補助金、330万円の増につきましては、保育園等や放課後児童クラブにおける性被害防止対策にかかる施設整備や、備品等の購入等に対する補助で、補助率は2分の1であります。

次に、5ページをお開きください。

一番上の段、16款 県支出金 2項2目 民生費県補助金 2節 児童福祉費県補助金の説明欄、児童福祉総務事務費県補助金 150万 5,000円の増につきましては、保育施設等における物価高騰対策事業、及び子ども・子育て支援交付金の利用者支援事業に対する補助金であります。

次に、その下の3目 衛生費県補助金 1節 保健衛生費県補助金の説明欄、こども医療対策事業費県補助金、1,321万 5,000円の増につきましては、こども医療費助成に対する補助金であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

15ページをお開きください。

上の段、3款 民生費 1項6目 女性青少年費の説明欄、3つ目の○、女性相談支援事業費、101万 6,000円の増につきましては、人事院勧告等に伴う人件費の増額のほか、令和5年度分国庫補助金の確定による償還金を計上するものであります。

次に、その下の段、3款 民生費 2項1目 児童福祉総務費の説明欄、4つ目の○、施設型給付・地域型保育給付等事業費、103万 3,000円の増につきましては、先ほど歳入

のところで説明しましたとおり、民間保育園等に対する、燃料費高騰対策支援のための補助金を計上するものであります。

その下の、5つ目の○、児童福祉施設整備事業費、210万円の増につきましては、先ほど歳入のところで説明しましたとおり、保育園等における性被害防止対策にかかる施設整備や、備品等の購入に対する補助金を計上するものであります。

17ページをお開きください。

上の段、3款 民生費 2項3目 こども支援費の説明欄、3つ目の○、放課後児童健全育成事業費、316万2,000円の増につきましては、先ほど歳入のところで説明しましたとおり、放課後児童クラブにおける性被害防止対策にかかる施設整備や、備品等の購入に対する補助金、及び燃料費高騰対策支援のための補助金を計上するものであります。

同じ説明欄の一番下の○、こどもみらい基金積立金、2,257万5,000円の増につきましては、ふるさと納税者からの寄附金の見込みにより、積立金を増額するものであります。

次に、19ページをお開きください。

一番上の段、4款 衛生費 1項6目 子育て支援保健対策費の説明欄、1つ目の○、こども医療対策事業費、9,785万9,000円の増につきましては、人事院勧告に伴う人件費の増額のほか、上半期のこども医療費助成額の実績推移から、不足が見込まれるため、医療扶助費を増額するものであります。

以上で、議案第80号 令和6年度鹿沼市一般会計補正予算（第6号）のうち、こども未来部所管の主な歳入・歳出についての説明を終わります。

○藤田委員長 はい、佐藤教育総務課長。

○佐藤教育総務課長 教育総務課長の佐藤です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第80号 令和6年度鹿沼市一般会計補正予算（第6号）のうち、教育委員会が所管します、歳入はございませんので、主な歳出についてご説明をさせていただきます。

それでは、令和6年度補正予算に関する説明書の23ページをお開きいただきたいと思います。

一番下の表になります、10款 教育費 2項 1目 学校管理費の右側の説明欄、2番目の○になります、「小学校管理費」 1,570万円の増につきましては、次のページ、詳細は次のページになります、25ページ、26ページをお開きください。

一番上になります、小学校の電気料の増額を計上するものであります。

次に、その下の○、「校舎等維持補修費」、200万円の増につきましては、板荷小学校の給水ポンプの修繕のほか、雨漏りにより劣化の著しい加園小学校の特別教室の内装修繕及び上南摩小学校の階段室等の雨漏り修繕にかかる経費を計上するものであります。

その下の表になります、10款 教育費 3項 1目 学校管理費の右側の説明欄の○、「中学校管理費」 783万6,000円の増につきましては、人事院勧告に伴う人件費の増額のほか、中学校の電気料の増額を計上するものであります。

次に、一番下の表の下段になります、10 款 教育費 5 項 2 目 体育施設費の右側の説明欄、1 番目の○、「体育施設維持補修費」、467 万 5,000 円の増につきましては、鹿沼総合体育館の非常用発電機の修繕にかかる経費を計上するものであります。

次に、2 番目の○、「体育施設整備事業費」、300 万円の増につきましては、栗野総合運動公園野球場の防球ネット設置にあわせまして、球場周辺の安全対策に要する経費を計上するものであります。

次に、27 ページをお開きください。

一番上の表になります、10 款 教育費 5 項 3 目 学校給食費の右側の説明欄 2 番目の丸、「学校給食事業費」、108 万円の増につきましては、人事院勧告に伴う人件費の増額のほか、重油等の燃料費の増額を計上するものであります。

以上で、議案第 80 号 令和 6 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 6 号）のうち、教育委員会が所管します主な歳出についての説明を終わります。

○藤田委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。はい、梶原委員。

○梶原委員 梶原です。お願いします。

最初に人事院勧告に伴う給与改定等にということで、説明を割愛されているのですけども、この詳細について、教えていただくことはできますでしょうか。

○佐藤委員 まだ聞いていないものね。

人事院勧告、先に言ってしまっているからね。

○梶原委員 中身がわからないと。

○藤田委員長 総務常任委員会かもしれない、人事院勧告のお話は。

○梶原委員 だけれども、中身がわからないと、いくら上がるとか。

○佐藤委員 人事院勧告だって言っているのに、聞かないとね。

それはそうだよね。

○梶原委員 関係してしまっているの。

○佐藤委員 それがないのに、議会全体で人事院勧告を聞いていないのに、委員会で人事院勧告だと言うのは確かに不思議。それをまず説明してもいい。

○藤田委員長 では、これについて、ちょっと説明というのはいただけますでしょうか。

はい、青木課長。

○青木厚生課長 厚生課長の青木です。

ただいまのご質問にお答えします。

財政課のほうから、説明がございまして、今回の人事院勧告につきましては、総務常任委員会のほう、財政課のほうで人事院勧告に伴う給与等の増加については説明を行う、一括して行うというふうに指示がございましたので、今回省略をさせていただきました。

説明は以上となります。

○佐藤委員 一番向こうに、総務の人が全員座っていますよ。

○谷中委員 暫時休憩でいいのではないですか。

○藤田委員長 ちょっと、では、暫時休憩いたします。

(午前10時21分)

○藤田委員長 休憩前に引き続き再開いたします。

(午前10時32分)

○藤田委員長 先ほどの人件費に関して、人事課長、半田課長がみえています。

あ、ごめんなさい、財政課長がみえていますので、財政課長のほうからご説明、よろしく願いいたします。

○半田財政課長 はい、財政課長の半田です。よろしくお願いいたします。

はい、今回の人事院勧告に基づく人件費になりますが、その職員の人件費につきましては、人事課のほうで統括して予算を管理してございます。

それで、その内容につきましては、昨日の総務常任委員会の中で、私のほうで総括して、人件費についてのご説明をさせていただき、総務常任委員会の中で、審議をいただきました。

その中では、特にご質問等はございませんでしたので、その中の審議が済んでいるというような内容でございます。

まず、こちらの点について、ご報告させていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○藤田委員長 はい、ありがとうございました。

はい、ということで、よろしいでしょうか。

はい、梶原委員。

○梶原委員 それでは、中身の説明についてはいただけないということでよろしいですか。

○藤田委員長 昨日、説明されたということで、ことなので、はい。

申し訳ないですけども。

はい、梶原委員。

○梶原委員 はい、中身について聞けないということ、これ、今回、その私が新聞記事で読んだのは、これ33年ぶりの高い水準で上がっていますよと。

それで、これ月額でいうと1万1,183円、2.76%、ボーナスについては0.10カ月分が増加になったということなのですけども、これは、この内容のとおりでよろしいのかどうかだけ、確認します。

○藤田委員長 では、内容のとおりでよろしいかどうかということだけの確認ということなので、では、改めまして財政課長、よろしくお願いします。

○半田財政課長 はい、財政課長の半田です。

今回の給与改定につきましては、人事院勧告に準じた内容で改定を行っておりますので、その内容どおりになっております。

以上になります。

○藤田委員長 はい、佐藤委員。

○佐藤委員 ここは教育福祉常任委員会でありまして、自分もその委員でありまして、通常であれば、財政課長というのは、私の記憶の中では、ご出席いただくということはなかったのですが、今回は出席していただいておりますし、関連した質問というのをお答えいただいているわけですから、その内容というのは、そもそも人事院勧告のことに關してでありますので、そもそもそれがどういったものであるかという理解がなければ、この示された今回の関連する部局の審査というのができないという趣旨から、梶原議員は問題提起をされて、それで、藤田委員長の計らいによって、財政課長というのが出席していただいている以上は、常識的に考えて、あまりにも関連する以外のことを聞くという趣旨は、つもりはありませんが、やはり基本的には、今回の人事院勧告はどういう概要で、昨日の総務常任委員会では説明したということではありますが、私も傍聴していた中では、うかつにも記憶というものがない中では、やはりもう一度人事院勧告の大まかな説明というのは、委員長の許可がいただければ、求めたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○藤田委員長 記憶にないというのは、ちょっとそこは、ちょっとそこは確証できないので、まあ一応説明したということで、おっしゃっているのも、そこは、そこを疑う余地はないので、記憶にないというのは、もしかすると、聞き逃してしまった可能性があるもので、そこは申し訳ありません。

それで、その人事院勧告の中身の話について、こちらで議論していくというのが、今までなかったと思うのですね、常任委員会です。

常任委員会それぞれの、総務以外の常任委員会です。

なので、私は、これについては、総務常任委員会でやるべきものだと思っております。

ただ、たまたま財政課長に来ていただいて、説明はいただいたのですが、報告、報告ですね、説明というより、報告はいただきましたが、中身の説明については、これは総務常任委員会の範疇になると私は判断します。

ただ、あとは、申し訳ありませんが、今ここには議長もおられるので、ちょっとこれについては、もし、今協議が必要であれば、もう1回暫時休憩いたします。

はい、佐藤委員。

○佐藤委員 そもそも関連がないということならば、では、財政課長というものを呼んではそもそもいけなかったのではないですか。

呼んでおきながら、報告はいいけれども、議論は、もうそもそも議論はするつもりはありません。

ただ、私は、説明を求めているので、呼ぶのはいいのだと。

だけれども、聞いてはいけいないのだと、報告はさせたのだと、説明は求めてはいけいないのだというのは、何か私の中では、その運用に關して、納得がいけないものがありまして、あくまでも、この示された、補正の予算案の中で、人事院勧告というのが、相当

なウエートを占めておりますし、梶原委員おっしゃったように、今までにないペースの上げ幅ということならば、そもそもの基本の、基本の前提条件として、今回の人事院勧告は、昨日の総務常任委員会では説明をしたでしょうが、藤田委員長からの招聘に応じて出席をして、説明している以上は、あくまで、常識外の質問なり、追及なり、指摘をするつもりはありませんが、概略というものをここで報告いただくということは、何ら委員会の運営においても問題はないと思うのですが、これ以上は、私は意見を申し上げて、あとは皆さんで取り扱いに関してはお諮りいただきたいと思います。

○藤田委員長 はい、これはそもそも各常任委員会での取り扱いについてのお話になってきているので、私のこの場での常任委員会の委員長としての判断の範疇からちょっとはずれているような、私は感じております。

これは、ほかの常任委員会にも影響するお話ですので、ここについては、今、ちょっと、私判断できないので、ちょっと暫時休憩させていただき、あ、では、副市長のほうから発言を求められているので、よろしくお願いします。副市長。

○福田副市長 はい、許可をいただきましたので、発言させていただきます。

今の佐藤委員から、お話のあった件ですが、今回、財政課長に来てもらったのは、私が委員長に先ほど休憩の中でお願いしました。

これは、今財政課長が説明したことを、本当は私がここで、財政課長を呼ぶまでもなく、説明できればよかったのですが、私も昨日説明したのです、人事課所管なので、総務常任委員会で説明をしたのですけれども、そのときに、どんな説明、内容だったかというのを、私も今記録がないので、どんな説明をしたかということを確認をして、昨日の総務常任委員会の案件でしたということの確認、それから、そこではそんな説明をさせていただいて、質疑はなかったということ、本当は私が、財政課長を呼ぶまでもなく、ここで説明できてしまえばよかったのですが、私、ちょっと自信がなかったので、委員長にお願いをして呼んでもらいましたので、そのことだけで呼んでもらったというふうにご理解いただいて、佐藤委員がおっしゃっているような、来ているので、深く、深くといえますか、関連する内容に限定されるとおっしゃっていますけれども、というのは、ちょっと委員長がおっしゃるとおり、違うのではないかと考えていますので、私が説明できなかったことを、委員長にお願いして、その部分だけ、確認をさせてもらったというふうにご理解をいただければと思っています。

以上です。

○藤田委員長 はい、ありがとうございます。

はい、谷中委員。

○谷中委員 はい、今、今日、常任委員会の委員としてなのですがけれども、今、いろんな説明の中で、金額が多いところが、各担当の課長さんから、「人事院勧告プラス何とかがあつて増額です」という説明があつたと思うのです。

それで、「結局人事院勧告って何ぞや」というところで、今ちょっとね、議員のほうも

なったわけですが、では、一つ一つだったら、例えば、「この項目で、人事院勧告はいくらなんですか、ほかのものはいくらなんですか」ということは、一つ一つは答えできるのでしょうか。

それになると、もっと大変なことになると思うのですよ、一個一個聞きたいわけですから。

それで、その、やっぱりそのあり方というのは、常任委員会ではないというようなお話もあったので、ちょっとその辺、今日の常任委員会では、あまりにも人事院勧告という説明が多かったと、私も思うのです。

でも、そこについては聞けないとなってしまうと、ちょっとこの常任委員会、どうなのかという、ちょっと自分も委員としては思っているので、ちょっと暫時休憩をお願いします。

○藤田委員長 はい、では、それでは、暫時休憩いたします。

(午前10時41分)

○藤田委員長 はい、それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(午前10時56分)

○藤田委員長 ここで副市長、今執行部のほうから説明を求めたいと思います。

少々お待ちください。

はい、よろしいでしょうか。

はい、では、福田副市長、よろしくお願いいたします。

○福田副市長 それでは、私から発言をさせていただきます。

今回の人事院勧告に伴う給与の改定については、これはこれまでどおり、給与関係については、人事課所管なので、常任委員会としては、総務常任委員会の中で説明をさせていただき、議論していただいたということになっております。

ただ、今回の人事院勧告は、予算を、今回提案している予算の中で、既に上げる率なども想定をして提案させていただいておりますが、実は国会の議決をもって、正式には執行できるということになります。

それで、これに関しては、昨日、一昨日ですか、国のほうで通ったということで、実は議長に申し入れを既にさせていただいております、最終日、23日に追加議案として、条例改正をしないと、この予算の執行できません。

その条例改正の説明を23日に、追加議案ということとさせていただくことになっております。

それで、そのときに、全議員さんがおられるところということになりますが、そのときに今回の人事院勧告の内容については、条例改正の説明の中でさせていただき、質疑も受けるという場がつくれるということで考えております。

したがって、この給与改定を含めた職員の給料等に関する案件については、総務常任委員会での議案ということで行われたということで、ご理解を、今回についてはい

ただきたいと思います。

以上です。

○藤田委員長 はい、説明は終わりました。

では、引き続き質疑のある方、順次発言を許します。はい、船生委員。

○船生委員 民生費の、15 ページ、民生費、3 款 1 目、説明のところの負担金、下から 2 番目、福祉施設建設及び設備整備、要は、ごめんなさい。負担金、補助及び交付金、2 億 1,427 万 2,000 円ですけれども、今年度はその介護老人保健施設とか、そういう申請はなかったのでしょうか。

○藤田委員長 はい、根本介護保険課長。

○根本介護保険課長 介護保険課長、根本です。

船生委員の質問について、お答えします。

今年度は、広域型特別養護老人ホーム 30 床の公募と、あと認知症型グループホーム 1 施設の公募を行いました。

特別養護老人ホームのほうは 1 施設応募がありましたので、選定委員会のほうを諮ったところ です。

それで、認知症型グループホームにつきましては、応募のほうはありませんでした。

以上となります。

○藤田委員長 はい、説明は終わりました。

はい、船生委員。

○船生委員 はい、では、1 つ設備、施設の応募があったようですけれども、結局いろいろな審査ではずれたということなのでしょうけれども、簡単でいいので、こんなところが欠点だったので、アウトでしたというようなところがあればと思います。お願いします。

○藤田委員長 はい、根本介護保険課長。

○根本介護保険課長 介護保険課長、根本です。よろしく願いいたします。

船生委員の質問について、お答えします。

施設整備につきましては、応募があったからつくるというものではなくて、法人選定委員会という有識者であったりとか、あと各団体の長であったりとかという 7 名の方で構成された法人選定委員会のほうで、公正に審査をしていただく形になります。

それで、内容につきましては、運営についての計画でありましたりとか、あと資金についての計画でありましたりとか、そういった項目、40 項目からなる項目があります。

それで、事業所にプレゼンテーションしていただきまして、7 名の方が点数をつけます。

それで、その点数の中で、70 点に、お一人満たないとか、あとはその 1 項目ずつに対して、3 分の 2 に満たないという場合につきましては、欠格条項となります。

それで、今回 7 名の合計点が 386 点ということになります、平均 55 点ぐらいでしょう

かね、になりますので、今回選定しないという理由となりました。

以上で説明を終わります。

○船生委員 はい、ありがとうございました。

○藤田委員長 はい。

○梶原委員 関連して。

○藤田委員長 あ、関連して、はい、梶原委員。

○梶原委員 梶原です。お願いします。

今船生委員の質問に関連してお聞きするのですけれども、このタイミングで、この介護保険施設整備事業費をマイナスで予算で計上してくるという、この何か意味合いというか、あるのでしょうか。

○藤田委員長 はい、説明を求めます。根本介護保険課長。

○根本介護保険課長 介護保険課長の根本です。よろしくお願いいたします。

梶原委員の質疑について、お答えします。

今年度は、公募のほうを行わないということになりましたので、県のほうに確認をしましたところ、予算のほうを落としていただきたいというお話がありましたので、今回補正予算で減額させていただくことになりました。

以上となります。

○藤田委員長 はい、よろしいですか。はい。

はい、橋本委員。

○橋本委員 はい、橋本です。

では、同じように関連して、これ2億円、流れ、大きいので流れる時期はなるべく早く返したいと思うのですけれども、これ、返した後、また来年度以降というのも手を挙げるとするのは、遜色というか、その辺の感触にはなってしまうと思うのですけれども、こういうものなののでしょうか、2億円流した後、また来年度も手を挙げることができるのか、その辺への影響、まあ55点だということで仕方なかったと思うのですが、選定委員会で。

ちょっとその辺を教えていただければと思います。

○藤田委員長 はい、説明を求めます。はい、根本介護保険課長。

○根本介護保険課長 介護保険課長の根本です。よろしくお願いいたします。

橋本委員の質疑について、お答えします。

次年度につきましては、新たに予算計上させていただきまして、公募のほうも、再公募も可能ですし、また、公募という形になりますので、広く応募のほうを求めていると思いますので、そのような形で整備のほうを行っていく予定です。

それで、来年につきましても、本年度は30床と、特別養護老人ホーム30床という応募がありましたが、次年度についての計画も特別養護老人ホーム40床という形で計画をしているところであります。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい、よろしいですか。はい。

ほかに質疑のある方は、はい、梶原委員。

○梶原委員 梶原です。お願いします。

同じく 13 ページ、14 ページ、3 款 1 項 2 目、障害福祉費の中の説明欄 2 つ目の○の障害者自立支援事業費の中の 19 目の扶助費の給付費なのですが、これ当初予算で約、大体 29 億円が予算計上されていて、今回補正予算で、3 億 8,512 万 4,000 円と、当初の、当初予算の大体 13%の補正予算ということなのなのですが、ちょっとどういう、その利用者が増加したというのをお聞きしたのですが、ちょっと、もうちょっと詳しくご説明いただきたいと思います。

○藤田委員長 はい、説明を求めます。はい、山形障がい福祉課長。

○山形障がい福祉課長 はい、障がい福祉課長の山形です。よろしくお願いいたします。

増加の理由というところで、もう少し詳しくというところなのですが、まず今回補正のほうを上げさせていただくに当たりまして、昨年度の 4 月から 8 月までの実績に対して、今年度の 4 月から 8 月までの実績ということで、全体で増加率のほう、先ほど委員のほうでもおっしゃっていましたが、12%から 13%程度の増加ということで、計上しているものになります。

それで、その増加の内訳について、説明させていただきますと、約 8 割が障害者介護給付費となっております、主なものとしまして、共同生活援助、グループホームになります。

それから、就労継続支援 B 型、生活介護、こちらの利用者の増が挙げられます。

残りの 2 割は、障害児給付費となりますが、こちらは放課後等デイサービス、児童発達支援、障害児相談支援の利用者増となります。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 よろしいですか。はい。

では、ほかに、はい、橋本委員。

○橋本委員 すみません。すみません、簡単に、性被害対策ということで、ちょっと 2 カ所ぐらいに分かれているのですが、放課後児童健全施設とか、児童福祉施設ですかね、これ、具体的に性被害対策、2 分の 1 補助をもらって、どういう内容かというのが、参考までに教えていただければと思います。

○藤田委員長 はい、説明を求めます。松島保育課長。

○松島保育課長 はい、保育課長の松島です。よろしくお願いいたします。

性被害対策につきましては、近年プライベートゾーンといいまして、水着で隠れる部分は見せない、見られないというような通達が、国のほうからございまして、そちらにつきまして、国の補助がつくられたものと認識しております。

それで、内容につきましては、目隠しとなるようなフェンス、フェンスにシートを張

ったり、カーテンを新たに購入したり、つい立てをつくったり、そういったものが補助の対象になります。

それで、9月に通知がございまして、4月1日から遡って、それにかかわる備品購入等ですね、それから施設の整備、そういったものを対象として、上限10万円、補助率2分の1で5万円という補助の新設がございました。

はい、以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい。

○橋本委員 ありがとうございます。

外向けの対策ということ、目隠しとか、内向けの対策ではないということだというのが確認できましたので、また、その辺は注意していきたいと思います。

○藤田委員長 はい。

はい、ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。はい、梶原委員。

○梶原委員 すみません、梶原です。

補正予算に関する説明書の25、26ページになります。

10款2項1目、学校管理費の中の一番上、説明欄の一番上の校舎等維持補修費というのが、先ほど修繕費ということで、板荷小学校の給水ポンプ等あったのですが、ちょっと200万円というくくりで丸まっているので、一応その内訳をお伺いします。

○藤田委員長 はい、佐藤教育総務課長。

○佐藤教育総務課長 はい、教育総務課長の佐藤です。

梶原委員の質疑にお答えいたします。

内訳ということでございます。

板荷小学校の給水ポンプの修繕が、おおむね90万円で、加園小学校特別教室の内装修繕、こちらが50万円、上南摩小学校の校舎等の雨漏り修繕ですね、こちらが60万円、内訳としますと、合計しまして、200万円の補正予算という形になってございます。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい、よろしいですか。はい。

ほかに質問あります、はい、佐藤委員。

○佐藤委員 今の梶原委員の質問の中での加園小学校の特別教室50万円に追加でお伺いしますが、学校の統廃合の中では、いずれということですし、確か加園小学校は何か早めに西中学校でしたか、みんなで行くみたいなことになっていたではないですか。

そうすると、なかなかそういう、もう早く閉校になるのがわかっているところに、50万円ということになるので、これを認めないつもりはありませんが、やはり、では、今それでもやっぱり50万円は必要な措置なのだというところは、もう少しこの加園小学校に限っては状況の説明というのを、我々聞いておく必要があると思っておりますので、どういう教室で、どういう状況でということ、お願いいたします。

○藤田委員長 説明を求めます。佐藤教育総務課長。

○佐藤教育総務課長 教育総務課長の佐藤です。

それでは、佐藤委員の質疑にお答えをいたします。

加園小学校の特別教室ということでございます。

詳細につきましては、音楽室、それと家庭科室、こちらが雨漏りで内装のほうが非常に劣化しております。

今現在も、統廃合ですね、のほうが話が今後進んでまいりますけれども、それまで、若干のお時間が必要という形になりますので、今現在使っている子供たちの授業の安全といえますか、生活安全ですね、雨漏りしますと、内装のほうがかびたりとか、そういったこともありますので、至急直して、生活環境、学校の生活環境の改善ということで、予算のほうを計上させていただいております。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい、佐藤委員。

○佐藤委員 くだいようですが、必要なものなのだろうという認識を持ちたいと思う中で、詳細を求めているので、雨漏りと言ったって、受忍限度というものがあるではないですか。ある程度雨が降ったときに、よほどの雨の場合に垂れてくるとかね。

どの程度とかというのは、もう少し聞かせて、賛成させてください。お願いします。

○藤田委員長 よろしいですか。はい、では、佐藤教育総務課長。

○佐藤教育総務課長 はい、教育総務課長の佐藤です。

それでは、佐藤委員の再質疑にお答えをさせていただきます。

雨漏りなのですが、壁のほうをしたたってきまして、壁紙も、何ていいますかね、はずれているというような形がございます。

そこについては、屋根のほうの修繕をもうしているところなのですが、中のほうが、どうしてもやっぱり一番最後になりますので、そこがまだ手付かずということでございますので、今回補正予算を計上させていただきまして、その修繕をさせていただくということになります。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 よろしいですか。はい。

ほかにご質疑はありますか。はい、谷中委員。

○谷中委員 お願いします。

今の 26 ページの今度、需用費のほうの光熱水費のほうで、電気料が多分これ値上げもあって、エアコンなんかも寒いですから、多分、そういうことでの予算だと思うのですね、1,500 万円と 700 万円かな、小中学校で。

それで、心配しているのは、値上げがあるとなると、値上げというか、値上げで、なかなかお金がかかるとなると、小中学校で、あまりエアコンを、温度を上げないで使ったりという、そういうこともよく聞くのですね。

それで、そのところは、やっぱり寒いので、子供が一番ですから、温度を上げるの

が正解ということではないのですが、その辺は心配することがないぐらいの管理というか、使用は指定されているのか、お伺いします。

○藤田委員長 はい、羽山学校教育課長。

○羽山学校教育課長 学校教育課長の羽山です。よろしくお願いいたします。

ただいまの谷中委員のご質疑にお答えいたします。

はい、こちらにつきましては、冬場というのはございますけれども、実は今年度夏場に非常に暑い時期、いわゆる酷暑と申しますか、そういった時期がありまして、しかもそれが長い時間続いたというのもございました。

それで、いわゆる予算等、かなり厳しくなってきたというのがあるのですが、谷中議員のお話にもちょっとあったのですけれども、それと関連するのですが、実は学校では、ある程度その、いわゆる電気料の削減の対策の一つなのですけれども、エアコンなんかも、ある程度の温度と申しますか、使って、量が使っていくと、冷房が送風に変わるといような、そういった設定をしていたのですね、実は。

ただ、今年度、特にそれについては、もうその設定をはずして、もう子供たちの健康のために、いい環境の中でというふうなことで、各学校にちょっとお話をさせていただきまして、それで、それなんかは、やはり今回エアコンなんかについては、使用料がかなり増えたというふうなことに繋がっております。はい。

それと、今、冬場のお話もありましたけれども、今年度、やはり冬場につきましても、若干去年と比べると寒くなるのではないかという予想もございましたので、その辺も含めまして、今回補正として、小学校で 1,570 万円、中学校で 600 万円でございますけれども、組ませていただいたというところでございます。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい、谷中委員。

○谷中委員 はい、そういうふうにね、きちんと健康管理ができるように、教育委員会のほうからも言っていただけると、学校もやりやすいと思うので、よかったと思います。

削減すればいいものではないので、そこところは、それで、やっぱり学校によっても、やはりね、温度が北と南では違うと思うので、あまり何度という設定というのは、学校によっては違うと思うので、そこは十分気をつけていただければと思います。わかりました。

もう 1 ついいですか。

○藤田委員長 はい。どうぞ、はい。

○谷中委員 こども医療費、20 ページです。こども医療費対策のほうの扶助費の医療扶助費というのが、何かすごく、やはり多くなっているのですけれども、やっぱりこれは、子供のほうというか、何か、理由をちょっと教えてください。

○藤田委員長 はい、説明を求めます。はい、古橋子育て支援課長。

○古橋子育て支援課長 はい、子育て支援課長の古橋です。よろしくお願いいたします。

このこども医療費の扶助費の件なのですけれども、上半期のこども医療費助成費の実績の推移から、不足が見込まれるということで、今回補正をさせていただきました。

上半期が、約 4,000 万円、平均でかかっておりまして、例年のその伸び率を 1.1%ということで掛けさせていただいて、合計で 4 億 9,700 万円ということで、その差額、当初予算からの差額の 9,700 万円を補正させていただくことになりましたので、計上させていただくこととなりました。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい。はい、谷中委員。

○谷中委員 はい、いいですか。

○藤田委員長 はい、谷中委員。

○谷中委員 はい。その内容はわかったのですけれども、実際にどういうものに使われていてというのはわかりますか。

○藤田委員長 よろしいですか。はい、古橋課長、はい、お願いします。

○古橋子育て支援課長 そうですね、今年のその医療費の傾向といいますか、についてをちょっとご説明したいのですけれども、今年につきましては、マイコプラズマ肺炎ですとか、手足口病等が年度当初感染者が例年と比較してかなり多かったという形で聞いております。

それから、最近ですと、やはりインフルエンザが流行しているということで、そういったことも加味して、計上させていただいております。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい。

○谷中委員 はい、ありがとうございます。

○藤田委員長 はい、ほかにご質疑はありますか。はい、佐藤委員。

○佐藤委員 18 ページの上の四角の一番下の○、こどもみらい基金積立金、ふるさと納税からの実績を見込んで、この金額を積み立てるということなので、もちろんこれも、どんどん積み立てていったほうがいいと思うので、もう少し概要ですか、見込みとおっしゃっていたので、実績が、ふるさと納税がこのぐらい入ってくるだろうから、では、このこどもみらい基金にはこの額を確定として入れていくとか、この額に至った背景ですね。

あと、こういうのを聞いておくときは、大体それで残高いくらいですかというのもデフォルトなので、それをあわせてお願いします。

○藤田委員長 はい、お願いします。はい、古橋子育て支援課長。

○古橋子育て支援課長 はい、佐藤委員の質疑にお答えいたします。

ふるさと納税のこどもみらい基金の積立金について、ご説明いたします。

このふるさと納税につきましては、実際の担当のほうは、いちご市営業戦略課のほうでありますけれども、財政課のほうとも協議しまして、今回、そのふるさと納税の見込

みとしまして、ポータルサイトというのですかね、よくホームページでふるさと納税ができるような、そういったシステムがあるかと思うのですけれども、そういったところを7つ増やしたということで、10月以降7つ増やしたということで、ふるさと納税として1億500万円を見込んでいるということで伺っております。

それで、そのうち、子供に関する使途で使ってほしいということで聞いているものが、令和5年度の実績で21.5%ということで、その1億500万円にその実績の21.5%というものを掛けまして、今回2,257万5,000円ということで計上させていただいた次第でございます。

それで、あともう1つ、こどもみらい基金の残高ということでしたけれども、令和6年度、今現在ですかね、当初、すみません、令和6年度の当初で2億6,883万9,496円となっております。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい。はい、佐藤委員、はい。

○佐藤委員 その2割というのがまずわかりました。

それで、2億6,000万円、残高があるということなので、これは、何でしょう、出入りというのは、今年どんなだったのですか、この、そこまで聞くとあれかな、聞きすぎですかね。

○藤田委員長 基金の、今年の。

○佐藤委員 出入り、はい。

○藤田委員長 運用。

○佐藤委員 その、はい、それで、全部のことになってしまうと、これ、また総務常任委員会になってしまうので、その、今、古橋子育て支援課長が答えていますから、その課の内ではね、そういう子育て関連では、今年その基金はどのぐらい、どんなことに使ったり、細かい数字は求めません。

理解している範囲で、このぐらいでこう使ったとか、それで、また使った後、今年また、2,000万円が入ってきたのだなというね、そういう認識を持ちたいので、少しそういう出入りの今年、今まで時点での、差し支え、お手間のない範囲でお答えいただけますか。

○藤田委員長 説明、お願いいたします。

はい、よろしいですか、はい、古橋課長、よろしくお願いします。

○古橋子育て支援課長 はい。すみません、その基金の出るほうですかね、支出のほうで何に使ったかということですが、すみません、ちょっと細かな、ちょっと金額のほうは、ちょっとわかりかねて申し訳ないのですけれども、要保護児童緊急時の生活支援、自立支援であったり、子供の居場所づくり事業、それから、ヤングケアラー支援事業ですとか、あと子育て家庭支援事業で、赤ちゃん触れ合い事業、こういったものにも使っております。

そういったところで活用させていただいているというような内容となっております。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 大丈夫ですか。

○佐藤委員 はい。

○藤田委員長 はい。

はい、では、ほかにご質疑ありますか。はい、梶原委員。

○梶原委員 梶原です。お願いします。

ちょっとわからないことがあるので教えてもらいたいという感じにはなってきてしまうのですが、33 ページですね。

債務負担行為の補正に関する調書で、今回その教育福祉常任委員会では、この2番と3番がかかわってくると思うのですが、この補正に関するということなので、修正が加わっていると思うのですが、例えば、2番目の自然体験交流センター管理運営費というのは、これ、限度額、当初予算は850万円だったのが、1,000万円となった、この経緯と。

あと、その変更点、これ期間が令和6年度だったのが、令和7年度というのがわかるのですが、このことにどういういきさつでそういう補正になったのかということですね。

同じく3番目も、その予防接種費については、この期間が令和6年度だったのが、令和7年度ということになっているのですが、そうしたことによって、何がかわるのかというのを、こちらは捉えればいいのかを教えてください。

○藤田委員長 では、これはあれですね、2つの課にまたがるので、それぞれご説明いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○梶原委員 これも総務常任委員会になってしまうのですか。

○藤田委員長 はい、中村生涯学習課長、はい。

○中村生涯学習課長 生涯学習課長の中村です。よろしくお願いします。

それでは、ただいまのご質問の2番目の自然体験交流センターのほうの質問に対してお答えさせていただきます。

こちらは、自然体験交流センターで提供する食事の調理事務等を委託するもので、単年度で契約を行っております。

今回、上程させていただきましたのは、令和7年度分、新たな契約を今年度中に締結するための必要があることから、1,000万円を上限として、この債務負担行為というものを設定させていただくという内容となっております。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい、梶原委員。

○梶原委員 すみません、3番聞く前に、当初予算だと850万円が限度額だったのですが、今回この限度額も、今回変わったのか、途中で補正が入っていて、もう既にそ

のときになっていたのかという、あったので、経緯を聞いて、なぜその、では、1,000 万円の限度額になったのかという、その辺ももし、あわせて説明いただきたいのですが、はい。

○藤田委員長 はい、中村課長、お願いします。

○中村生涯学習課長 はい、生涯学習課長の中村です。

850 万円につきましては、令和 5 年度に設定させていただいた令和 6 年度分、今年度分の契約分ということでなっております。今回新たに 1,000 万円というのは、あくまでもその 1,000 万円を上限として、令和 7 年度分の契約を行うために必要な額ということになっております。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 おそらく梶原委員が聞いているのは、850 万円だったものが、1,000 万円にした、その理由のところが知りたいのだと思うのですけれども、お願いできますか。

○中村生涯学習課長 すみません、失礼しました。

増額になった理由ということですかね。

前年度に比較して増額になった理由ということでよろしいですか。

○梶原委員 その限度額を上げた理由ですね。

○中村生涯学習課長 こちらに関しましては、委託業者のほうが入札でやっているわけなのですが、昨年度のものとしましては、ちょっと予算がきりぎりの状態でのものでした。

それで、実際、入札をかけまして、応札もあったわけなので、同じ額でもできたかもしれないのですけれども、今回は余裕をみて、このような額に設定させていただいております。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 いいですか。

○梶原委員 はい。

○藤田委員長 はい。では、もう 1 つの案件です。はい、柏熊健康課長。

○柏熊健康課長 健康課長、柏熊です。よろしくお願いいたします。

梶原委員のご質疑にお答えいたします。

3 番の予防接種費、医薬材料費の購入になりますけれども、こちらにつきましては、来年度の購入に関するものでございます。

それで、来年度 4 月に入ってすぐに購入できますように、今年度中に入札を行いまして、すぐにとりかかれるように、今回補正するものでございます。

それで、金額につきましては、8,207 万 1,000 円ですかね、なっているのですけれども、こちらは出生数、幼児に対する予防接種になりますので、例えば、令和 4 年度の出生数をもとに計算をしております。

それで、ワクチンの購入費になるのですが、ワクチンによって回数が決まっております。

すので、それに回数を掛けて、単価を掛けて、あと接種率が95%ということになっておりますので、それで計上をしております。

以上です。

○梶原委員 わかりました。

○藤田委員長 はい。では、ほかにご質疑のある方は、では、佐藤委員。

○佐藤委員 14 ページ、下から2つ目の在宅高齢者支援事業費、補聴器の補助と伺いました。

制度的な仕組みを含めて、実績、何か実績増ということで追加されたということでもありますので、いくら、何人ぐらい、この年度に関してはやっていた中で、また足りなくなったから足されたというような、そういった事業の今現在までの流れ、背景、そして、制度の仕組み、説明を求めます。

○藤田委員長 はい、お願いします。はい、松島高齢福祉課長。

○松島高齢福祉課長 はい、高齢福祉課長の松島です。よろしくお願いいたします。

佐藤委員のご質疑にお答えしたいと思います。

まず制度の中身なのですが、こちらは補聴器の助成ということで、医者の方から補聴器が使用することで、コミュニケーションが効果、期待できるという診断された方に上限額が4万円ですが、一部補助をする制度であります。

それで、対象者が65歳以上、両耳の聴力レベルが40デシベル以上ということで、身体障害者手帳の交付にならなかった方が対象になる、ございます。

制度的には、今年度2年目になります。

昨年の実績が、115件の460万円の実績になります。

それで、今年の補正につきましては、補正時期の8月ぐらいまで、助成件数が39件ありまして、月8件ぐらい申請件数がございました。

助成額の最大が4万円ということですので、年間を通しますと、96件ぐらいになるのかなという実績の見込みがありましたので、当初予算の216万円から、実績見込み額384万円を引いた額ですね、168万円の補正を組ませていただきました。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい、佐藤委員。

○佐藤委員 制度云々の是非はもちろん問いませんし、この予算というもの、必要なのだと思っておりますが、昨年の実績が115件で460万円ですよね。

では、今年度は、では、当初予算でそのぐらいを見ておかなかったということなのですかね。

それで、やっていく中で、やっぱり去年と同様の実績がくるから、追加をしたという、そういう、簡単に言えば。

その、昨年同様の実績額を今年度の当初で見込まなかった背景ですね、そこを説明いただきたいと思います。

○藤田委員長 はい、松島高齢福祉課長。

○松島高齢福祉課長 はい、高齢福祉課長の松島です。よろしくお願いします。

佐藤委員のご質疑にお答えします。

昨年度実績に基づきまして、ちょっと制度のほうで、ちょっと補足なのですが、一度助成を受けると5年間は再度申請ができないということもあります。

ただ、財政課と協議する中で、要求は多少多めにしたのですが、ちょっとなかなか見込めない部分もありましたので、そこは状況に応じては補正も考えるということで、今回は216万円の当初予算を組ませていただきました。

はい、以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい。佐藤委員。

○佐藤委員 なぜ、これ、こだわっているのか、自分でよくわからないのですが、では、最初、何か課長が今、昨年、2年、これ2年目なのですね、そうです。

それで、最初始めて、5年の補助とおっしゃったではないですか。

何となく想像では、最初に制度が始まったときに、大体もう今鹿沼で必要としている人は、もうみんな申し込んでしまうだろうという見込みがあったから、1年目で全部需要を受けきれなかったのだ、1年目はね、そういったこの115件、460万円だったけれども、2年目はそんなにないだろうということでの、あと財政課とのやりとりというのまではあったのですが、そういう中でのちょっと低めスタートだったという、そういう認識でいいのでしょうか。

○藤田委員長 いいですか。はい、松島課長、お願いします。

○松島高齢福祉課長 はい、そうですね。昨年ほどではないのですが、やはりこれは、制度自体はやはりそのフレイル予防ですとか、コミュニティ、かなりいい制度ですので、昨年ほどではないのですが、やはり平均は若干落ちてはいますが、そこは昨年ほどの金額は当初しなかったのですが、そうですね、財政課とも協議しまして、必要があれば、その補正をやりましょうということで、最終的にはそういった計画になった経緯でございます。はい。

○藤田委員長 はい、よろしいですか、はい。

ほかに質疑はありますか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第80号中教育福祉常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○藤田委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第80号中教育福祉常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

ここで、ちょっと1時間半以上、ちょっと休憩をとらずにきたので、休憩をとりたい

と思います。

ちょっと急ぎなのですけれども、45分、では、45分から再開いたします。

(午前11時35分)

○藤田委員長 では、休憩前に続きまして、再開いたします。

(午前11時44分)

○藤田委員長 次に、議案第81号 令和6年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。はい、金子保険年金課長。

○金子保険年金課長 保険年金課長の金子です。よろしくお願いします。

議案第81号 令和6年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

まず、歳入について、ご説明いたします。

令和6年度補正予算に関する説明書、国民健康保険特別会計の3ページをお開きください。

7款「繰入金」1項 1目「一般会計繰入金」110万7,000円の増につきましては、歳出1款「総務費」が人事院勧告に伴い、増額となることに伴い、一般会計からの繰り入れを増額するものであります。

次に、歳出について、ご説明いたします。

5ページをお開きください。

1款「総務費」1項 1目「一般管理費」の説明欄1つ目の○、診療報酬内容点検専門員報酬2人分、72万6,000円の増及び2項 1目「賦課徴収費」の説明欄1つ目の○、滞納整理補助員報酬2名分、38万1,000円の増につきましては、人事院勧告に伴う給与改定、期末・勤勉手当を増額するものであります。

以上で、令和6年度国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

○藤田委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。はい、佐藤委員。

○佐藤委員 この4ページの110万7,000円というのは、では、国がそういう人事院勧告、国会等で議決を得て、通達するというのを見越して、市の独自の判断で、今の時点では計上しておくという、そういう認識でよろしいでしょうか。

○藤田委員長 はい、よろしいですか。金子保険年金課長。

○金子保険年金課長 保険年金課長の金子です。

佐藤委員のご質問にお答えします。

佐藤委員のお見込みのとおりでございます。

説明は以上といたします。

○藤田委員長 お見込みのとおりです、はい。

ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。はい、梶原委員。

○梶原委員 梶原です。お願いいたします。

同じく 7 ページ、8 ページになるのですけれども、今回報酬と職員手当等ということで、このアの会計年度任用職員以外の職員と、イの会計年度任用職員で、この職員手当の中の期末手当と勤勉手当なのですけれども、これ通常の職員の人は、人事院勧告がありながらも、期末手当と勤勉手当が増えていません。

これ、給与もそうなののですけれども、それに比べて、会計年度任用職員は、給与も期末手当も勤勉手当も増加されていると、これはどういったことなのでしょう。

○藤田委員長 金子保険年金課長。

○金子保険年金課長 保険年金課長の金子です。

ただいまの梶原委員のご質問にお答えします。

今回、国民健康保険特別会計で計上いたしましたのは、会計年度任用職員部分になります。

それで、一般職の分が全くここに計上されていないというご質問なのですが、当初予算の中で、今回の人事院勧告に基づく給与の引き上げ分については、全て見込んで計上していますので、補正の必要がないということで、今回はこのような対応になっております。

特別会計は、途中で、支払うものがなくなった場合、この繰入金をしなくてはいけないという制度なので、やはり補正予算のたびに繰入金をやるものなのですが、この人件費につきましては、特別会計はほぼ補正をしないでも 1 年間やれるような当初予算の組み方をしております。

説明は以上です。

○藤田委員長 はい、梶原委員。

○梶原委員 はい、特別会計なので、あまり煩雑にならないように前もって、当初予算で見込んでいたということで、では、心配しなくても、この職員の方の給与と期末手当関係は、もともと上がっていたのでいいですよというのであれば、今度その会計年度職員さんは、当初見込んでいない理由というのは、お聞きします。

○藤田委員長 よろしいですか。はい、金子保険年金課長。

○金子保険年金課長 ただいまの梶原委員のご質疑にお答えいたします。

こちらの会計年度任用職員については、こういった説明が妥当かどうかかわからないのですが、従前からこのような計上の仕方しております。

人勧のアップがあった場合とか、このような人勧で上げるとき、その都度、会計年度任用職員については、対応しております。

なので、どうしてこのように違うのかというのは、ちょっとご質問にはお答えできないのですが、以前からこのような形で予算の計上をしております。

○藤田委員長 はい。いいですか。はい。

ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

はい、では、別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 81 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○藤田委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 81 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 82 号 令和 6 年度鹿沼市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。根本介護保険課長。

○根本介護保険課長 介護保険課長の根本です。よろしくお願いいたします。

議案第 82 号 令和 6 年度鹿沼市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、一括ご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

補正予算に関する説明書、介護保険特別会計の 3 ページをお開きください。

一番上の段、3 款 国庫支出金 1 項 1 目 介護給付費負担金、207 万 3,000 円から 4 段目、5 款 県支出金 1 項 1 目 介護給付費負担金、188 万 8,000 円につきましては、居宅介護予防サービス給付費及び地域密着型介護予防サービス給付費の増額により、国県負担金等の増額補正するものであります。

次に、5 段目、7 款 繰入金 1 項 一般会計繰入金 1 目 介護給付費繰入金、152 万 4,000 円及び 2 目 介護保険料軽減繰入金、12 万円につきましては、居宅介護予防サービス給付費及び地域密着型介護予防サービス給付費の増額により増額補正するものであります。

同じく 4 目 地域支援事業繰入金（包括的支援・任意）、32 万 8,000 円及び 5 目 その他一般会計繰入金、881 万 2,000 円につきましては、人事院勧告に伴い、在宅医療・介護推進コーディネーター 1 名及び介護保険関係職員等 27 名の報酬を増額するものであります。

一番下の段、7 款 繰入金 2 項 1 目 介護給付費準備基金繰入金、296 万 7,000 円の増につきましては、居宅介護予防サービス給付費及び地域密着型介護予防サービス給付費の増加により増額補正するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

5 ページをお開きください。

一番上の段、1 款 総務費 1 項 1 目 一般管理費、684 万 6,000 円につきましては、人事院勧告に伴い、介護保険関係 15 名の職員の給与分を増額補正するものです。

次に、2 段目、1 款 総務費 3 項 2 目 認定調査等費、196 万 6,000 円につきましては、人事院勧告に伴い、介護認定調査員 12 名の報酬を増額するものです。

次に、3 段目、2 款 2 項 1 目 介護予防等諸費 1,219 万 2,000 円につきましては、居宅介護予防サービス給付費及び地域密着型介護予防サービス給付費の増額により計上

するものであります。

一番下の段、5款 2項 1目 包括的支援事業・任意事業費、32万8,000円につきましては、人事院勧告に伴い、在宅医療・介護推進コーディネーター1名の報酬を増額するものであります。

以上で、議案第82号 令和6年度鹿沼市介護保険特別会計補正予算（第2号）についての説明を終わります。

○藤田委員長 はい、執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。はい、梶原委員。

○梶原委員 梶原です。

3ページ、4ページになります。

一番下の7款2項1目、介護給付費準備基金の繰り入れが296万7,000円あったのですが、これも、これが歳出の中で、どの事業というか、どこに使われたのかというのをちょっとお聞きいたします。

何でかという、その前にこれ繰入金で賄い、その報酬、人事院勧告の報酬であれば、これ繰入金で賄うのかなと思っていたところ、これ準備基金を崩したということでは、何か別の必要性があったから崩したのかなというところの確認です。

○藤田委員長 執行部の説明をお願いします。根本介護保険課長。

○根本介護保険課長 介護保険課長の根本です。よろしくお願いいたします。

ただいまの梶原委員の質疑について、お答えします。

歳入の基金の準備の繰入金というのは、介護給付費に対する繰入金となります。

なので、報酬等の繰入金ではございません。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 よろしいですか。

はい、ほかに質疑はありますか。ある、ありますか。はい、梶原委員。

○梶原委員 すみません、梶原です。

7ページ、8ページ、給与費の補正に関する調書になります。

また同じように、アとイのこの職員と会計年度職員とあるのですが、今回の職員さんは、給料、期末手当、勤勉手当も人事院勧告に伴って、金額増加しております。

先ほどの説明と、国保と介護だと違うのかもしれませんが、説明を求めます。

○藤田委員長 はい、根本介護保険課長。

○根本介護保険課長 介護保険課長の根本です。よろしくお願いいたします。

ただいまの梶原委員の質疑についてお答えします。

介護保険特別会計の職員の給与に関しましては、予算は介護のほうで持っておりますが、計上するのが人事課のほうで行っておりますので、人事課のルールというか、行っていますので、当初には、当初の予算計上のところには、介護保険課のほうでは行っていないので、全体のルールの中で行っていることとなりますので、こういう形にな

ります。

以上となります。

○梶原委員 委員長、ルール言っていないですか。

○藤田委員長 そうですね。

では、そうですね、その、今ルールというお話なのですけども、その介護保険のほうの職員の給与費に関して、どんなふうに、何ていうのですかね、分けられているのか、例えば、当初予算を組むときに、そのこのところをちょっと、だと思えるのですけれども、はい、梶原委員。

○梶原委員 梶原です。

先ほど国保では、特別会計では、頻繁に補正をやると煩雑になるという理由だったと思うのですけれども、それで納得したのですけれども、この介護も特別会計であるのであれば、当初に予算を見込んでやっておくべきだと思うのですが、そういうルールが違うという部分では、きちんと説明をいただきたいと思います。

○藤田委員長 よろしいですか。

説明いただけますか。

よろしいですか。

では、亀山保健福祉部長、お願いします。

○亀山保健福祉部長 梶原議員の質疑についてお答えしたいところなのですが、すみません。

私のほうでも、その国民健康保険特別会計のほうと介護保険特別会計のほうで、その当初からの一般職の予算づけと、人事院勧告を見込んで予算づけをしているという話、その差がちょっとわからないので、ちょっとその辺は、ちょっと調べさせていただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい、では、ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

ないですか。

はい、別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 82 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

（「説明もらって」と言う者あり）

○藤田委員長 あ、説明もらってから。

○梶原委員 そうですね。

○藤田委員長 わかりました。

それでは、お昼に入ってしまったていいですか。はい。

では、ここで昼食といたします。

再開は、1 時となりますので、よろしくお願いいたします。

(0時 01分)

○藤田委員長 それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(午後 1時00分)

○藤田委員長 先ほどは、そうですね、議案第82号のところで、お諮りいたしますというところで、そこで止まっているところでございます。

はい、では、亀山保健福祉部長。

○亀山保健福祉部長 保健福祉部長の亀山です。

午前中ですね、止まってしまった部分の説明に入る前に、すみません、その前の議案第81号も可とするということで、いただいているのですが、説明の訂正をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○藤田委員長 はい。

○亀山保健福祉部長 先ほどですね、同じ国民健康保険特別会計の人件費の補正の部分で、梶原委員のほうから、一般職員と会計年度任用職員で、会計年度任用職員の人事院勧告に伴う補正はあって、一般職のほうがなかった。

それで、その理由について、保険年金課長のほうから説明がありましたが、その説明につきましては、今回の人事費、人件費につきましては、先ほどの国民健康保険の人件費については、前年度、令和5年度の人員体制で当初予算を組んでおります。

それで、その中で、4月以降の人事異動によりまして、職員の配置等も変わりまして、令和5年度に対して、令和6年度、若い職員が増えたと、そういったこともありまして、当初組んでいた予算の中で、今年度の一般職員の予算が間に合う見込みであるということから、一般職員の補正は組まずに、会計年度任用職員の補正だけを行ったということが、先ほどの国保特別会計の説明になります。

ちょっと誤って、訂正をしてしまったことをおわびしまして、この訂正ということで、よろしくお願ひしたいと思います。

それで、それを踏まえまして、議案第82号の介護保険特別会計の人件費のところにつきましては、一般職員分も会計年度任用職員分も、当初予算に対して不足が生じるため、不足分について、補正を組むものとなります。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい、ありがとうございます。

では、今の説明に対して、ご意見、ご質疑はありますか。

(「ありません」と言う者あり)

○藤田委員長 はい。

それでは、改めまして、議案第82号について、お諮りいたします。

議案第82号については、原案どおり可とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○藤田委員長 はい、ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 82 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 85 号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。はい、山形障がい福祉課長。

○山形障がい福祉課長 はい、障がい福祉課長の山形です。よろしくお願いいたします。

まず、お手元に資料、議案第 85 号の資料、2 ページの下、下部になります。ご覧いただければと思います。

それでは、議案第 85 号 指定管理者の指定について、ご説明いたします。

障害者支援施設「鹿沼市やまびこ荘」の指定管理者として、令和 7 年 4 月 1 日から 5 年間、「社会福祉法人希望の家」を指定するものであります。

なお、募集につきましては、栃木県内の社会福祉法人を対象に公募で行いましたところ、1 法人から応募があり、鹿沼市指定管理者選定委員会において審査の結果、指定管理者の候補者として選定されたものであります。

以上で、指定管理者の指定についての説明を終わります。

○藤田委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。はい、佐藤委員。

○佐藤委員 はい、この議案第 85 号に関して、異を唱えるものではありませんし、やまびこ荘という、あの実績のある事業所が、また引き続き受けていただけるということも意義のあることだと思っております。

その観点でお伺いをしますが、今回示されました施設の概要及び審査結果というところでは、点数が評価項目、8 つの項目で、合計 80 点の中で、59.33 点というのが示されていますが、これは当然継続ということは、前回の審査結果ということでも、当時はやはり似たような基準での審査というのはあったと思われますので、そのときの点数が何点であったかということを示していただきたいことと、こういった数字でその審査委員の人たちが審査したということ、そして、それを議決されたということが基本的には全てではありますが、やはり現場で担当されている部署の皆さん、職員の皆さんの場合には、所感としては、こういったそのやまびこ荘の今までの受託状況がどうであったかとか、そういった附随する背景等の説明をお伺いした上で、採決に挑みたいと思っておりますので、前回の点数、そして、今までの指定管理の中での所感というものを伺います。

○藤田委員長 執行部の説明をお願いします。はい、山形障がい福祉課長。

○山形障がい福祉課長 はい、障がい福祉課長の山形です。

それでは、佐藤委員のご質疑にお答えいたします。

まずはじめに、前回の点数ということでございますが、前回、はい、前回の点数が 100 点満点という評価方式になっていまして、それに対して 82.75 点というふうになっております。

今回は 80 点満点ということで評価しておりますので、単純比較ができないことになります。

担当課としての所感でよろしいでしょうか。

○藤田委員長 はい。

○山形障がい福祉課長 はい。今回、資料にありますとおりに、8 項目について、それぞれ評価をいただきました。

合計で、59.33 点ということになっております。

担当課のほうでも、こちらの点数に対しまして、各評価ごと、法人に対するその印象といいますか、これまでの運営実績を踏まえて、評価していただいたとおりの内容になるかなというふうに感じております。

特にですが、経営状況、こういったものにつきましては、比較になってしまうのですが、以前ですと赤字だったところが、今回法人が、指定管理者が入れ替わったことによりまして、黒字化を達成しております。

また、利用者へのサービスという面では、法人のほうから自主的な提案と実施がなされております。

利用者の増加につきましても、生活介護のほうで実現しております。

また、希望の家という、その法人が持つ規模的なメリットを生かした運営がなされておりまして、こちらは人材であったり、あるいは、仕入れコストといったところに、コストの削減といったところに反映されております。

以上のようなことから、鹿沼市の障がい福祉サービスをこれまで牽引してきた実績のある社会福祉法人ということもあり、安心と安定感があるというふうに感じております。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい。はい、佐藤委員。

○佐藤委員 評価の項目が 8 科目から、この前、前は、前回 10 科目あって、100 点中 82.75 点なので、これ、今計算するのに、何かスマートフォンをいじるということはよいと思っていないので、ちょっと、まあ得点率というところが、いくつになるのかなという、あれなのですけれども、それと、では、どういった、10 科目が 8 科目になっているのですね、比較できないというけれども、いや、できるだろうと思うのですが、もうちょっと、では詳細な説明をあれば、お伺いします。

○藤田委員長 はい、では、山形課長、よろしいですか。はい、お願いします。

○山形障がい福祉課長 障がい福祉課の山形です。

ちょっと説明が不足してしまして、申し訳ございません。

前回はですと、プレゼンテーションの項目がございまして、配点としまして、今回の書類審査 80 点に加えて、プレゼンテーションのほうに 20 点の配点というふうになっておりました。

その上での 100 点満点におけるところの 82.75 点だったというふうになります。

参考までになのですが、単純比較はできないのですが、今回 100 点満点に換算しますと、74.16 点というふうになります。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい、わかりました。

亀山保健福祉部長。

○亀山保健福祉部長 補足させてください。

プレゼンテーションが必要な場合というのは、公募して 2 者以上あったときには、この点数評価 80 点の部分プラス、プレゼンテーションの 20 点というのが加算されて、100 点になります。

それで、今、山形課長にプレゼンテーション分を除いた点数を出ないかということで言ったのですが、それはちょっと手元にないということなので、今回は 1 者だけだったので、80 点ですが、前は 2 者の公募のプレゼンがあったので、100 点ということで、8 項目 80 点というのは変っていません。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 よろしいですか。はい。

はい、橋本委員。

○橋本委員 はい、2 点だけ、ちょっとお伺いさせていただきますけれども、これ、社会的な意義が大きい施設だと思うのですが、一応非公募でなくて、公募ということになっています。

それで、これまでも公募で指定管理という形だったと思うのですが、その公募にする理由というか、やっぱりその辺が一つと、あと、ただ公募しても、1 者だったということで、経費の算定というのを提示して公募しているのか。

それが低いと、公募に引っかかってこないと思うのですよね、その低すぎると。

結果的に 1 者が、誰かが、どこかがやらなくてはならないと、ゼロということも危惧されるというか、この非公募ではない、公募する理由と、また公募に当たっての経費の算定というのは、同時に出しているのかどうか、委託費の算定というのは、その辺を説明、追加でお願いいたします。

○藤田委員長 はい、執行部の説明をお願いします。はい、山形障がい福祉課長。

○山形障がい福祉課長 はい、障がい福祉課長の山形です。

まず公募の理由ということなのですが、前回、前々回以前につきましては、非公募ということで、実施しておりました。

それで、そこでやはり課題とされていたことが、経費の面で、実際運営が赤字状況だったということは続いておりまして、やはり指定管理者でのメリットとしてよく言われています経営効率の効率化を図っていくというようなところで、民間事業者も加えた公募ということで、募集したほうがいいのではないかとというのが、その理由になります。

また付け加えるならば、社会福祉法人に限定したというところにつきましても、通常

の法人に比較しまして、設立要件のほうがそれ相応のものが要求されます。

そういったところから、この社会福祉法人のほうに限定させていただいたという内容になります。

また、2つ目のほうなのですけれども、こちら公募の際の条件としまして、その経費の部分をあらかじめ確認して、それで、公募のほう、応じられないというようなことはございません。

法人としての全部の、事業内容に関する、事業報告書ですか、そちらについては提出をいただいております。

ただ、やまびこ荘に限定したもので、いただいているものではございません。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい、橋本委員。

○橋本委員 ありがとうございます。

すみません。この評価項目4の経費の削減というのは、多分、こちらで想定している経費に対して、どのぐらい削減があったかというのが加点方式でベースになってくと思うのですね。

その根拠となる数値というのは、どのように算出しているかということを、では、お伺いしていいですか。

それを公表していないのだとは思いますが。

要は、安くなってしまって、サービスの質が下がるというのは避けたい事業だと思うのですね、この内容は。

ということが根底にありますので、それを、安くなるのはいいことだと思うのですが、一方で社会的な意義というのものもあるものですから、その辺を無理に算定していないのかどうか、そこのところを、では、お伺いします。

○藤田委員長 はい、よろしいですか。はい、山形障がい福祉課長。

○山形障がい福祉課長 はい、障がい福祉課長の山形です。

ちょっと適切に私のほうから説明ができるかどうか、ちょっと不安なところもあるのですが、審査項目4の審査では、各項目ごとに評価を加点式としております。

先ほどおっしゃったとおりになります。

今回、希望の家に関しましては評価項目4で、市が設定しました指定管理料の上限額、こちらが5年間で7,500万円になるのですけれども、こちらに対する経費の削減に関する実効性、具体性の項目を評価しております。

本議案につきましては、市の上限額と事業者が提示した額が同額のため、加点が少なくなっているというような状況になります。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい、橋本委員。

○橋本委員 はい。細かい金額はとにかく、5年間で7,500万円ということですね。

これは、それを問うものではないのですけれども、その金額を算定して、業者さんもたまたま出てきたら、その金額だったということだったということですね。

その業者さんが出てくる金額と、こちらで算定した金額がたまたま一緒だったということだと、何か非常に公募としてするのに、適切かどうかというところが危惧されるのですけれども、すみません、そこだけ、では。

○藤田委員長 はい、では、山形課長、お願いします。

○山形障がい福祉課長 はい、障がい福祉課長の山形です。

あらかじめ、公募の際に、市のほうで、提案、7,500万円という金額を提示させていただいております。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 よろしいですか。はい。

では、ほかにご質疑はありますか。

特に、別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第85号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○藤田委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第85号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第92号 鹿沼市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。はい、古橋子育て支援課長。

○古橋子育て支援課長 はい、子育て支援課長の古橋です。よろしくお願いいたします。

議案第92号 鹿沼市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、ご説明いたします。

新旧対照表の1ページをご覧ください。

この条例は、児童福祉法の規定に基づき、よろしいでしょうか、では、新旧対照表の1ページをご覧ください。

この条例は、児童福祉法の規定に基づき、本市における放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準を定めているものであります。

今回の改正は、放課後児童クラブの職員について、規定の研修を修了することを予定している者も、放課後児童支援員とみなす経過措置が、今年度末をもって終了することに伴い、当該附則を改正するものであります。

なお、放課後児童支援員は、同条例第13条第3項に該当する者、保育士や社会福祉士、教職員免許状等の資格を有する者であって、県知事等が行う研修を修了したものでなければならないと規定されております。

しかしながら、現時点で研修修了者が最低限しか確保できていないクラブもあることから、支援員の安定確保に支障を来さないよう、研修修了予定者も放課後児童支援員と

みなす経過措置を設けております。

令和5年4月12日付の「国の子ども・子育て支援交付金の対象となる放課後児童健全育成事業の内容について定める通知」において、この研修修了予定者の範囲は、「職員の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなつてから、2年以内に研修を修了することを予定している者」と改正されました。

したがいまして、本市条例においても、この国の通知にあわせ、「その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなつた日から、2年以内に当該研修を修了することを予定している者」も放課後児童支援員とみなすと規定します。

条例の施行期日は、令和7年4月1日であります。

以上で、議案第92号 鹿沼市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての説明を終わります。

○藤田委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。はい、梶原委員。

○梶原委員 梶原です。お願いします。

内容はわかりました。

それで、これ、何ていうのですかね、初めからこういう条例の文にしておけばいいなと思っていたのですけれども、これは国の通知に伴いということで、変更になって、それで、その国の通知というのが、令和5年4月12日ということで、令和5年4月にきた通知で、今直すという感じですかね。確認です。

○藤田委員長 はい、では、執行部の説明をお願いいたします。はい、古橋子育て支援課長。

○古橋子育て支援課長 はい、子育て支援課長の古橋です。

梶原委員の質疑にお答えしたいと思います。

まず、ちょっと経過のほうから説明させていただきたいと思うのですけれども、平成27年に児童福祉法のほうで、条例で、その今回のような設備、運営に関する基準を定めなければならないということが、児童福祉法のほうで定められていまして、それで、それにあわせて国のほうでも、やはり同じように設備及び運営に関する基準というものを定めておりました。

それで、そこには、やはり経過措置で、令和2年3月31日までに研修を修了することを予定している者ということで、一旦そこで令和2年3月までということで決まりまして、それで、一応市のその規定のほうでも、やはりそれにあわせて、令和2年3月31日までという、一旦はそこで区切りを設定しました。

ただし、それが切れる頃ですね、令和2年4月に、その国の基準のほうは、それ以降は改正されずに、そのままになっております。

それで、それまでは国の基準に対して、市のほうは従うべき基準という形で、従わな

ければならなかったわけなのですけれども、それ以降は、それぞれの地域の実情に応じてみなし支援員を継続することができるようになる、参酌すべき基準に変わったということで、その時点で、そうですね、その時点で、5年間という経過措置を設けることになりました。

それで、なぜその5年間にしたかというのは、一応資格の基準で、例えば、中卒の方であれば、経験年数が5年あれば、その研修を受けられるという資格が出てくるので、そのために、一応5年間という経過措置を設けて、それが今回、令和7年3月31日までで切れるというタイミングで、今回、その、今回その経過措置をまた設けるに当たって、今度は、その国のほうの子ども・子育て支援交付金の対象となる通知というものがありまして、その中でやはり、その健全育成事業の交付要領というのが定められておりまして、そこで、やはり、何ていうのですかね、支援員を、すぐに採用して、例えば、保育士とか、教職員の免許を持って、すぐに採用したとしても、すぐに支援員としては研修を受けていないということになると、すぐには、支援員としてはカウントできないということになりますので、そのために、こういったみなし規定を設けておりまして、今回はその国の事業の交付要領に基づいて、そちらを根拠として、みなし支援員の経過措置を市としても条例で定めたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい、梶原委員。

○梶原委員 はい、よくわかりました。

それで、では、今回のこの修正で、その国の通知で、補助金というか、そういったものの交付要領は間に合うとか、そういう、まあ間に合うということで、よろしいのでしょうか。

○藤田委員長 古橋子育て支援課長。

○古橋子育て支援課長 はい、子育て支援課長の古橋です。

梶原委員の質疑にお答えします。

今、ご説明したとおり、これが補助金のほうの交付要領で定められておりますので、このみなし支援員につきましても、補助の対象という形になるということでございます。

以上で説明を終わりにします。

○藤田委員長 はい。

ほかに質疑のある方、はい、佐藤委員。

○佐藤委員 そのみなし制度というものを理解するものではあるのですよ。

やっぱり、そういう社会のニーズに対応するときに、やはり人材の確保というところで、それをどうこう言うつもりはないのですけれども、では、この現状ね。

今のその鹿沼のそういった全部の施設の中で、どのぐらい施設の中で、どのぐらいのスタッフがいて、そのうちのどのぐらいが、その、いわゆる、今みなし状態になっているのかという、その概算というか、状況というのがわかるのかなと。

決して、ずっとみなしのままでいいはずはないと思うし、ちゃんとみんな、「じゃあ、始まったけど、2年以内には受けてちょうだいね」という、その善意は信じたいのですけれども、何かそのAの事業所で「2年以内にとります」と言っていて、またBに移ってね、「これ、2年以内にとります」ということができてしまったりとか、いろいろ考える中では、今現状、全体の人員の状況というのは聞いておきたいと思うのですが、いかがでしょうか。お示しいただけますでしょうか。

○藤田委員長 はい、古橋子育て支援課長。

○古橋子育て支援課長 はい、子育て支援課長の古橋です。

佐藤委員の質疑にお答えします。

鹿沼市の現状ということでございますけれども、令和6年4月現在の数字ですけれども、市内の放課後児童クラブに勤務する職員232名中、研修修了している者は140名ということで、パーセンテージで言いますと、60.3%となっております。

以上で説明を終了します。

○藤田委員長 はい、佐藤委員。

○佐藤委員 92名がまだということで、これは、規定だと、その2年以内にはとっていくということなのでしょう。

それ、先ほど言ったような、渡りというようなことができてしまっているのか。

あと、今までのその令和2年からの始まって、多少その規定を守れなかったのが、認定されない、そのスタッフとして認定されなくなってしまったとか、そういう、そんな、いろいろ事例というのはどうだったのでしょうか。

○藤田委員長 はい、よろしいでしょうか。古橋課長、よろしくお願いします。

○古橋子育て支援課長 はい、佐藤委員の質疑にお答えします。

ちょっと現状、実際、そういう、何ていうのですかね、ことがあるのかというところには、ちょっと把握はしておりませんけれども、この渡りというのですかね、前にいて、また、次の場所でというところにつきましては、一応この業務に従事してから一応2年以内ということなので、一応そこは換算してという形になるかとは思いますが。

以上で説明を終わりにします。

○藤田委員長 はい、佐藤委員。

○佐藤委員 では、その、いわゆるそういう悪用した運用で、ずっとセミナーなり、修行なり、すべき勉強をしないまま、みなし支援員でいる人というのは、基本的にはいないと信じていいという、何でしょう、お見込みでいいのでしょうか。これをお願いします。

○藤田委員長 これは、あれですよ。

その、そういう事例ではないけれども、そのみなしはチェックされているということ、だから、説明いただけると一番いいのかなと思うのですけれども、すみません。

はい、古橋課長。

○古橋子育て支援課長 佐藤委員の質疑にお答えします。

ちょっと答えられる、答えが適当かどうかかわからないですけども、鹿沼市内で働いている方につきましては、一応年度当初に名簿というものを出示していただいて、そこに研修計画ということで、いつ希望してとるのかという年度をまず報告してもらっています。

研修計画を立てていただいているということで、一応そういう形で管理はしています。

それで、ただ、それがまた別の事業所へ行ってということになりますと、そこまで、ちょっと今のところ、ちょっと想定していないものですから、そこまでは、ちょっと今現状では、ちょっと把握していないということになります。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 いいですか。はい。

(「わかりました」と言う者あり)

○藤田委員長 はい。

はい、橋本委員。

○橋本委員 それに関連してなのですけども、これが議決で、施行が令和7年4月、まあ令和7年度からで、令和6年度までに契約をした人は、前条例、現行条例が残っていて、7月31日までを履行させるのか。

あるいは、今回、議決が決まって、2年延びますので、令和6年度中、執行は令和7年度からなので、令和6年度中の契約の方、見込み、やっぱり一応令和7年3月31日まで、令和6年度中に一応受けるという、現行条例になっているので、その辺は履行させるのか。

それとも、履行していただくのか、それとも延ばすの、新しく契約を変えて、新条例に伴う2年以内というふうにするのか、それだけ、一応確認。

○藤田委員長 はい、はい、古橋課長。

○古橋子育て支援課長 はい、橋本委員の質疑にお答えしたいと思います。

前条例につきましては、2年という期限がございましたので、それで、一応今年度末、令和7年3月31日で、そこで一応切れるという形になりまして、4月からこの新しい、2年で、4月からは、まずは研修計画を立てて、プラス2年以内に研修を受けていただく予定の者という、要件が2つつきまして、4月以降は、その要件でやるというような形となっております。

以上で説明とさせていただきます。

○藤田委員長 はい、橋本委員。

○橋本委員 質問の仕方が。

令和6年度中に契約をした方は、一応は今の現行の、令和7年3月31日、今年度中に受けるということなのではないかな。

それとも、来年度から始まる契約に乗っかっていく。

この条例に縛られるといいますか、乗っかるのか、そこだけの確認だけなので、すみ

ません。

○藤田委員長 はい、古橋課長。

○古橋子育て支援課長 はい、橋本委員の質疑にお答えしたいと思います。

その年度、その年度の考えといいますか、今年度については、年度末までは、何ていうのですかね、予定しているという者は、一応みなし支援員と、みなしていたわけなのですけれども、来年度以降は、そういった計画を立て、2年以内に研修を受けるという予定をした者が、来年度以降は、みなし支援員としてみられるということなので、仮にその人が、今年受けられなくて、来年受けるとなれば、その、今回上程させて、改正で上げさせていただいた、その計画をつくって、2年以内に受けていただければ、一応みなし支援員として、またみられるという形になるかと思います。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 よろしいですか。

ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

よろしいですか。はい。

それでは、別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第92号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○藤田委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第92号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第95号 鹿沼市都市公園条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。はい、神山スポーツ振興課長。

○神山スポーツ振興課長 はい、スポーツ振興課長の神山でございます。よろしくお願いいたします。

議案第95号 鹿沼市都市公園条例の一部改正について、ご説明をいたします。

昨年度、スポーツ施設の使用料に関する条例の改正を行いました。

この際、今年の4月から、この新料金でスタートをしております。

それで、この中で、改修工事中でございました鹿沼運動公園（ヤオハンいちごパーク）の陸上競技場と、この改修工事中に代替利用が見込まれました栗野総合運動公園陸上競技場、こちらにつきましては、改正を見送った経緯がございます。

それで、今回、改修工事が終了いたしましたので、改めて、この2つの競技場につきまして、利用料を、使用料を見直すものでございます。

それで、内容的には、これまでのほかの施設と同じ方針に従っておりまして、例えば、2時間利用であったものを、1時間利用にするとか、そういったことで変更をしております。

施行日は令和7年4月1日ということでございます。

具体的な金額につきましては、お手元の資料のとおりでございます。

以上で、議案第 95 号 鹿沼市都市公園条例の一部改正についての説明を終わります。

○藤田委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。はい、梶原委員。

○梶原委員 梶原です。お願いします。

市外料金について、ちょっと説明をいただきたいということと、今回、料金改定になったことによって、市外料金というのが、実際このいくらになるのかということをお示しいただきたいと思います。

○藤田委員長 はい、神山スポーツ振興課長。

○神山スポーツ振興課長 スポーツ振興課長の神山です。

ただいまの質疑にお答えいたします。

市外料金につきましては、規定の料金の 1.5 倍という形になりまして、10 円未満は切り捨てるという形になります。

ただ、鹿沼市とこういう公共施設の利用協定を結んでおります、例えば、宇都宮市さんとか、日光市さんとかの方につきましては、鹿沼市の方と同じ料金、逆に鹿沼市の市民もそれらのまちに関しては、同じ料金で利用できるという形になっておりますので、そういった取り扱いとなります。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい。

ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

よろしいですか。

はい。

では、別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 95 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○藤田委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 95 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、陳情第 10 号 スケートパークの設置を求める陳情を議題といたします。

この件につきましては、9 月定例会の教育福祉常任委員会において、事務局からの趣旨説明をし、その後、閉会中の継続審査としたところです。

委員の改選があったことから、まずは経過について、事務局に説明させます。お願いします。

はい、事務局、お願いします。

○事務局 陳情第 10 号 スケートパークの設置を求める陳情の経過についてご説明いたします。

この陳情は、令和 6 年 8 月 26 日に、鹿沼市スケートボード協会代表、大竹有希子氏から提出されました。

なお、署名欄には大竹代表のほか、他 13 名との記載がございます。

陳情の要旨としては、スポーツの普及推進に伴い、安全にスケートボードができる環境の整備を求めるものです。

前回の教育福祉常任委員会では、委員からの主な意見として「施設の使い道がスケートボードに限定されてしまう可能性があり、市のお金を使つての整備、維持管理は考えるべきではないか」といった意見や、「パリオリンピックで目覚ましい成果を上げたことを皮切りに、競技人口は増えると予想される。ニュースポーツとして、今、非常に脚光を浴びており、鹿沼市として未来を見据えて、子供たちが好きなことをできる環境を整えるのは非常に意義のあること」といった意見、また、「執行部からスケートパーク設置のメリット、デメリットといった情報提供を受けるなど、研究したうえで判断すべき」といった意見が上がり、継続審査とするか否かで挙手採決を行った結果、挙手多数により継続審査とすべきものと決しました。

その後、第 3 回定例会本会議においても、継続審査とすることが決まったため、本日の委員会で改めて審査いただきます。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 それでは、陳情第 10 号について、執行部に確認したいことはありますか。

はい、佐藤委員。

○佐藤委員 執行部のほうでは、今、例えば、市長が変わったり、一定の時間がたったり、こういった陳情が改選後また出てきたりという状況の中で、何か動きというか、見解が変わったりとか、方針が変わっているか、変わっていないかなどの、そういった執行部側の現状というもの、そして、経過というものを伺いしたいと思います。

○藤田委員長 はい、執行部の説明をお願いいたします。神山スポーツ振興課長。

○神山スポーツ振興課長 スポーツ振興課長の神山です。

ただいまの質疑にお答えをいたします。

まず、これまでのスケートボード協会とのやりとりにつきまして、経過をご説明したいと思います。

前回の常任委員会を経た後、その時点で、まず、スポーツ協会への加盟申請をいただいております。

それで、このスポーツ協会の事務局であります、公益財団法人かぬま文化・スポーツ振興財団の担当者と、それから私のほうで、このスケートボード協会さんとお会いしまして、その加盟について、いくつかの条件があわない部分があったので、この点につきまして、今後努力をいただきたいということで、お話を申し上げまして、「引き続きこちらとしては支援をさせていただきます」ということで、了解を得たところでございます。

それで、その際に、現在の活動がどんなふうになっているかということで伺いまして、当然、「鹿沼市内でスケートボードの活動をしたい」ということでしたので、私どもの施

設管理の関係で、スポーツ施設系のほうを、担当者と顔合わせをいたしまして、「今後相談をしてほしい」ということでお話を申し上げました。

それを受けまして、その1週間後に、スポーツ施設系のほうにお越しになりまして、「こういう条件のところで活動したいんだけど、どこかありますか」ということでお話がございましたので、こちらから何方所かご提案を申し上げました。

それに対しまして、サンエコ自然の森サッカー場の駐車場、こちらを一部区切りまして、そこで活動がやってみたいということで、改めて連絡がございましたので、私どもスポーツ振興課と、それから、管理します財団のほうと、それからご当人と、3者で現場で打ち合わせをいたしまして、実際にスケートボードを出して、滑っていただいて、ちょっと駐車場ですので、白線が引いてありまして、その白線との段差が邪魔になるのではないかとということで心配をしましたが、「問題ありません」ということで、近々、今月中には、実際にここで活動してみるというところまで、お話が進んでおります。

具体的なその専用施設については、お話はしておりませんが、少しずつ活動の場を提供できるようにということで、話が進んでいるということで、ご報告を申し上げます。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい、執行部の説明は終わりました。

はい、佐藤委員。

○佐藤委員 この陳情というのは、専用の施設が理想なのですが、環境の整備ということ求めているので、そういった自然の森のサッカー場の駐車場で、今月から活動できるというのは、本当に朗報だと思うし、実験的な意味合いがあるのだと思うので、そうですね。

まあ今月中は理解したのですけれども、では、どういった条件なのでしょう。

何時からだけがいいとか、これぐらいのお金を払ってくださいとか、まずは、例えば、今年度中まで様子を見るとか、今月中からの利用の詳細をもう少し聞かせてもらえませんか。

○藤田委員長 はい、よろしいですか。はい、神山課長、お願いします。

○神山スポーツ振興課長 スポーツ振興課長の神山です。

ただいまのご質疑にお答えをいたします。

今回、打ち合わせの中で、約束事をいくつか、お願いをしております。

それで、そのいくつかでございますが、まず、正式な貸し出し施設ではございません。

条例にも載っておりませんので、ということで、使用の際は、事前に財団と日程を調整して、調整をした上で利用をしていただきたいということで、これはサッカー場の利用が入っていて、そちらの支障がある場合には、ちょっと困ることがございますので、無断使用はしないようにということになっております。

また、使用後は、使用人数を財団に報告するということをお願いしております。

これは、今回の陳情のようなものが、今後も考えられますので、私どもとしても、鹿

沼市内のスケートボード人口というのを把握したいという意向がありまして、ここをお願いをしております。

また、当然ですが、ごみなどは必ず持ち帰るということ。

それからセクションと呼ばれます、例えば、チューブだったり、はい、橋だったりみたいなものがあるのですけれども、こういったものは置いたままにはせず、持ち込むのは構わないけれども、置いたままにはしないでくれということで、お願いをしております。

また、夜間などですね、人がいないからといって、勝手に使うのも、これもやめてほしいというようなことをお願いいたしました。

また、こちら駐車場ではありますが、照明がございませんので、危険も伴うということがございまして、利用は昼間に、これは昼間というのは時間でいうことではなくて、明るい時間帯ということで、昼間に限定をするということで、お願いをしております。

私どもといたしましては、この活動によりまして、スケボー競技実施者の実人数の把握と、それから、よく言われます騒音ですね。

この騒音のレベルがどの程度なのか、実際にメーターで測って、どの程度の騒音が発生するのかということも把握してまいりたいというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい、説明は終わりました。

はい、佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。すごくわかりやすかったです。

では、いついつ使うかは、事前に利用状況等含めて相談だから、何曜日の何時からという固定ではないということなので、大丈夫です。それ以上、ひとり言でした。

○藤田委員長 はい、わかりました。

はい、ほかにご質疑、はい、梶原委員。

○梶原委員 梶原です。お願いします。

今回の一般質問で、宇賀神議員が質問したところで、下水道事務所の近くの盛り土の問題があつて、それで、公園を整備しますよという答弁だったのですけれども、その中にこういったスケボーパーク的な要素が入ってくる計画があるのかどうか、確認します。

○藤田委員長 はい、よろしいですか。はい、では、神山課長、お願いします。

○神山スポーツ振興課長 前回の議会の答弁と変わらず、現時点でもスケートボードの専用施設を設ける考えは、今のところ、計画としてはございません。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい、ほかにご質疑はありますか。

では、確認事項もないようですので、各委員の意見、考え等を伺った上で、結論を出したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○藤田委員長 はい、ご異議なしと認めます。

それでは、各委員の委員、考え等をお願いいたします。

意見、考えなどのある方は挙手を願います。はい、舘野委員。

○舘野委員 今回、前回の常任委員会からの継続になっていますけれども、前委員長から藤田委員長のほうに引き継ぎ事項というのはどこまであったのですか。その内容について。

それで、前回の委員長報告の中では、もうちょっと調査、研究をすとか、あと、いろいろの文言は入っていたと思うのですけれども、そういった調査なんかも、前回の申し送りだったのかなと思ひまして、そういう調査が必要になってくるのかなとは思ひのですが。

○藤田委員長 はい、では、私のほうから。

特に引き継ぎ事項というのは、ありません。はい。

必要に応じて、そこは対応していく考えではおりましたが、引き継ぎ事項はありません。

○舘野委員 では、必要ないという解釈ではなく、これから考えるということですね。

それで、あと、今回、大竹さんではなくて、この陳情がありましたけれども、2年前ですか、2年前と同じ内容で、あと、他13名の方も変わらないのですよね。

だから、どれぐらい、その競技人口が増えているかというのが、ちょっと疑問もありますので、本来であれば、この陳情人の方に、ちょっと、もうちょっと詳しくお話を聞きたいというのが本音なのですよ。

どういった活動を普段していて、それで、この方が今後こういった活動方向で、方針でやっていくという。

それで、今、ちょうど、一部の駐車場を利用して、開放していただいているようですが、それを使ってみた感想などをちょっと聞きながら、ちょっとこの環境整備、どのようにしたらいいかというのを、ちょっと私は調査したいとは思ひています。

○藤田委員長 はい、わかりました。

では、これ、順番にお聞きしてもよろしいですか。

では、それでは、梶原委員、お願いします。

○梶原委員 梶原です。

前回からの継続調査、継続案件議案ですかね、なのですけれども、陳情を見ますと、1から5項目あって、それで、この5番目の、この早急に滑走可能場所だけでも対応してくださいというところは、今の執行部の説明をいただいて、まあ何となくそれらしい対応をしていただいたのではないかといいところはありますけれども、まだ、1、2、3、4と、夜間でも練習できる場所とか、そういったものがまだ残っていますので、私はこれ賛成の意見でいきたいと思ひます。

○藤田委員長 はい、では、次、橋本委員、お願いします。

○橋本委員 今回初めてのその教育福祉の常任委員会ということで、この中身については多分言えないのだと思うのですが、今継続で見させていただいて、項目の中に、いろいろ、ちょっと、問題点を事前に検討して魅力的な場所とか、愛好者の意見を取り入れてくださいと、要望です、要望というか、陳情ですので、イメージが出たと思うのですが、この辺までが、誰がどういうふうに調整するのだろうかという疑問があります。

そういう意味では、まだ、これを具体的に落とし込むということについては、継続的にまだ見ていきたいというのが、個人的な意見です。

以上です。

○藤田委員長 はい、ありがとうございます。

では、谷中委員、よろしいでしょうか。はい。

○谷中委員 はい。ここに陳情の経過ということで、令和4年のときから出ているのも、私たちは議員だったので、全部把握しているわけなのですが、いろんなスケートパークができたりしていて、今の、今どきのスポーツで、やっぱり子供たちも結構競技とは言わなくても、やっぱり愛好者はすごくいるのだろうかというのは、把握はしているつもりです。

それで、やはりそういうのも向けて、今後、そういうので競技に行くこともいるかもしれないしということの陳情だったと思うのですが、やはりその趣旨は全く変わっていないので、やっぱり切実なこの競技をというか、遊んでいる方の、これをね、愛好としてやっている方の保護者の方は、何が何でもやっぱりつくってほしいということなのだろうかということも理解をしています。

それで、今回その場所を使わせてくれるようになったというのはあるのですが、やはり夜間だけというのは、やっぱりね、子供たちもいろんな部活とか、塾があったりして、夜もやりたい、夕方、暗くなるとできないということになってしまうと、まあね、利用できないとなっていますから、無断でできないから、車の明かりでやるということも、もちろん当然禁止なのですが、やはりそのところは、もうちょっとやはり、やれる場所を、私は反対に確保してあげなくてはならないのだろうかとは思っているのです、自分の中では。

それで、実は私も、宇都宮市なんか行くと、歩道とか、橋の上でやっているのですよ。

それで、夜、車がこないとそこを、道路も渡っていつてしまう。

だから、すごい危ないことをやっていて、鹿沼では、まだそういうことはお聞きしていないのですが、やはり皆さん、今どきのスポーツということで、やりたい子が多くなっているという現状がありますから、もうちょっとそのきちんとしたパークまではいかなくても、市もやはり公園整備と同じように、その危なくなく、ある程度夜というか、夕方、ちょっと暗くなるぐらいまでできるような、そういう環境は整えてあげるべきかなと思うので、私は、前回から賛成をしているので、そのくらいはやってあげてもいいかなと思っています。

○藤田委員長 今回の夜間の話ですけれども、夜間は、今は使わせていませんよね。

○谷中委員 あ、それはわかっていますよ。

だから、それでも、やはり私の中では、夜しか使えない子もいるから、そういうところもやってほしいというのがあるので、この陳情は採択をしたいと思っています。

○藤田委員長 わかりました。はい。ありがとうございます。

では、佐藤委員、よろしいですか。

○佐藤委員 採択したいと思っています。

以上です。

○藤田委員長 船生委員、お願いします。

○船生委員 はい、船生です。

私も採択ではよろしいのですけれども、私はたまたま武道系で、そういう人間関係で、FacebookやX、いろいろやっているけれども、一人もいません、スケートボーダー。

たまたま類は友を呼ぶというので、その類に入っていないのですけれどもね。

でも、これをオリンピックで、あそこまでね、世間的には認められているわけのスポーツですから、もうちょっと環境整備してあげてもいいのかなというのと、あと1つは、この大竹さんの、代表者の説明をこういう場で、改めてまた説明を受けたら、また違うかなという思いはあります。

以上でございます。

○藤田委員長 ありがとうございます。

では、副委員長も、副委員長、はい、お願いします。

○宇賀神副委員長 はい、宇賀神です。

鹿沼市ではなくて、ほかの市、行政とか行ったときも、ちょいちょいスケートボードパークですか、練習場は見かけているのですよね。

それで、やはり、何ていうのですかね、滑るところまできちんとつくってあって、それで、もし、移動できるようなものもあるし、移動できないようなものもあるし、視察に行ったときも、この間も、あれどこだっけ、八戸市か、函館市かありましたよね。

あと北海道へ行ったときにもどこかにあったのですよ。

いろんなところで見かけているし、やはり子供のスポーツの一つとして、そういう競技とかもあるということ、オリンピックとかですか、あるものですから、あってもいいのかなという考えはあります。

以上です。

○藤田委員長 はい、では、今の皆さんからの意見を踏まえて、さらにご意見とかある方、いらっしゃいますか。

よろしいですか。

それでは、発言が出尽くしたようですので、陳情第10号を採択とするか、不採択とす

るかというところなのですけれども、それに対して、ご異議があるかどうか。

あと、継続審査をしたほうがいいのかというような発言が今あったので、まずその継続審査について、お諮りしたいと思うのですけれども、この陳情第 10 号について。

（「継続」と言う者あり）

○藤田委員長 はい、では、ここで、継続審査についての採決を行いたいと思います。

それでは、お諮りいたします。

陳情第 10 号について、継続審査とする委員の挙手を求めます。

（挙手少数）

○藤田委員長 2 人、はい。

（「挙手少数」と言う者あり）

○藤田委員長 それでは、すみません、挙手少数ですので、陳情第 10 号を採択とするか、不採択とするかで挙手採決を行います。

それでは、陳情第 10 号を採択とするか、不採択とするか、お諮りいたします。

採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○藤田委員長 はい、ありがとうございます。

挙手多数でございます。

したがって、陳情第 10 号については、採択とすることに決しました。

以上で、今議会において、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、教育福祉常任委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

（閉会 午後 1 時 59 分）